保存版

'22年4月版

JALカード
保険・見舞金制度のご案内

JALカードSuica CLUB-Aゴールドカード

旅先で役立つ
安心のサポートをご提供します。

JAL CARD

www.jal.co.jp/jalcard/

INDEX

1. 保険金額一覧……1
2. 保険金の請求手続きについて……3
3. 24時間年中無休 海外総合サポートデスクのご案内……6
4. 海外旅行保険の担保内容……7
5. 国内旅行傷害保険の担保内容……13
6. ショッピングプロテクション保険の担保内容……15
7. JALカードゴルファー保険の担保内容……17
8. オプションプランのご案内……19
9. JALカード海外航空便遅延お見舞金制度……20
10. よくあるご質問……21
11.『海外総合サポートデスク』LINE無料通話のご案内……23

● 海外総合サポートデスク……裏面

JALカードSuica CLUB-Aゴールドカード会員の皆さまへ

JALカードのカード付帯保険は、㈱JALカードまたは㈱ビューカードを保険契約者とし、JALカードSuica CLUB-Aゴールドカード会員の皆さまを被保険者（保険の補償を受けられる方）として保険契約を締結しております。本冊子をご一読のうえ、旅行の際はぜひご携帯ください。

※当保険は自動付帯のため、保険証券は発行いたしておりません。

被保険者	JALカードSuica CLUB-Aゴールドカードの本会員と家族会員
家族特約対象者（海外旅行保険のみ）	本会員のご家族で、カードをお持ちではない（家族会員として登録されていない）配偶者・生計を共にする収入のない同居の両親（義親含む）・生計を共にする収入のない未婚の子 ※保険金請求の際は、本会員との続柄・同居が確認できる書類を提出いただく場合がございます。

1.保険金額一覧

❶海外旅行保険/❷国内旅行傷害保険について

★旅行のたびの面倒な加入手続きは一切必要ありません。
★JALカード会員である期間中は、旅行回数、利用航空会社を問わず、またカードで航空券を購入されなくても適用になります。
★適用される保険内容は、ご旅行出発時のカード種別に応じた内容となります。

保険適用開始日	JALカード入会日（JALカードにて入会登録が完了した日）の翌日以降にご出発になる海外旅行または国内旅行から適用になります。

❶海外旅行保険

海外旅行保険の責任期間は、日本を出国した日の翌日から数えて90日間が限度となります（出国日当日も補償されます）。ただし、海外旅行の目的をもって出国日前から住居を出発している場合には、日本を出国する日の前日の午前0時より補償されます。

●担保内容および保険金額 詳細は「4. 海外旅行保険の担保内容」(P.7～12)をご参照ください。

担保項目	本会員・家族会員	家族特約対象者
傷害死亡＊1、傷害後遺障害＊1	最高5,000万円	最高1,000万円
傷害治療費用（1事故の限度額）	150万円限度	
疾病治療費用（1疾病の限度額）	150万円限度	
賠償責任（1事故の限度額）	2,000万円限度	
携行品損害（1旅行/年間限度額）	1旅行につき50万円限度 年間100万円限度	
救援者費用（年間限度額）	100万円限度	
海外総合サポートデスク	○	×

＊1 疾病が原因のものは担保されませんのでご注意ください。

❷国内旅行傷害保険

日本国内における国内線航空機搭乗中だけでなく、
・国内旅行において公共交通乗用具（＊2）搭乗中にケガを被った場合
・宿泊を伴う募集型企画旅行参加中にケガを被った場合
・宿泊施設宿泊中に火災または破裂・爆発によりケガを被った場合
を補償します。

＊2 当該公共交通乗用具の乗客として改札口を有する乗車場構内（改札口の内側にいる間に限ります）でのケガも含みます。

●担保内容および保険金額 詳細は「5. 国内旅行傷害保険の担保内容」(P.13～14)をご参照ください。

担保項目	本会員・家族会員
傷害死亡＊3、傷害後遺障害＊3	最高5,000万円
傷害入院日額（最高180日）	日額10,000円（フランチャイズ7日＊4）
手術／1回	傷害入院日額×倍率
傷害通院日額（最高90日）	日額2,000円（フランチャイズ7日＊4）

＊3 疾病が原因のものは担保されませんのでご注意ください。
＊4 事故日から起算し7日目以降、入院・通院の状態にある場合に1日目から保険金が支払われます。
※家族特約は付帯されておりません。

❸ショッピングプロテクション保険

補償開始日	JALカードSuica CLUB-Aゴールドカードにて商品を購入した日

国内・海外でのご利用を問わず、JALカードSuica CLUB-Aゴールドカードにて購入された商品が破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合に補償します。

※オンライン購入分は除きます。

●保険金額 詳細は「6. ショッピングプロテクション保険の担保内容」(P.15～16)をご参照ください。

保険金額（年間限度額）	補償期間	自己負担額
300万円	購入日より90日以内	1事故あたり5,000円

❹JALカードゴルファー保険

保険適用開始日	JALカード入会日（JALカードにて入会登録が完了した日）

ゴルフプレー中（国内・海外）に適用となる最高1億円の賠償責任保険および最高300万円の傷害保険を自動付帯しています。

※ゴルフ用品の損害、ホールインワン・アルバトロス費用は補償の対象外となります。

●担保内容および保険金額
詳細は「7. JALカードゴルファー保険の担保内容」(P.17～18)をご参照ください。

担保項目	本会員・家族会員
賠償責任（1事故の限度額）	1億円＊5
傷害死亡	300万円
傷害後遺障害	最高300万円
入院日額（最高180日）	4,500円
通院日額（最高90日）	3,000円

＊5 複数の賠償責任保険にご加入の場合、これらの合計保険金額が支払い限度額となり、支払いに際してはそれぞれの保険金額に応じ按分払いとなります。
※家族特約は付帯されておりません。

❺そのほかにも以下の保険・制度をご用意しております。

・オプションプラン
JALカードゴルファー保険➡P.19

・見舞金制度
JALカード海外航空便遅延お見舞金制度➡P.20

・カード付帯保険にプラス
e JALポイントがたまる海外旅行保険➡P.22

動画で納得！3分でわかるJALカードの付帯保険
海外旅行保険の内容を動画でわかりやすくご紹介します！

保険内容についてのご質問・お問い合わせ
0120-141-500 海外からは03-6635-8393（有料）
（月～金9:00～19:00、土9:00～18:00／日・祝日・年末年始は休み）
㈱JALUX保険サービス

保険適用可否などについては引受幹事保険会社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承ください。

事故のご報告・事故に関するお問い合わせは、
P.3～5の「2. 保険金の請求手続きについて」をご覧ください。

2.保険金の請求手続きについて

❶海外旅行保険/❷国内旅行傷害保険

旅行出発から保険金請求までの流れ

❶ 海外旅行出発後に、事故にあった場合

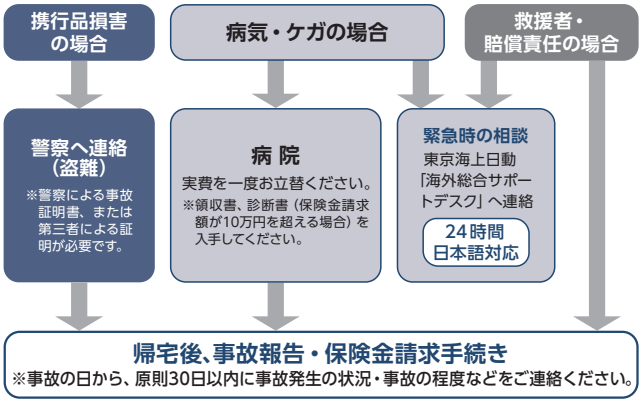

事故のご報告・事故に関するお問い合わせ

03-5537-3590

（月～金9:00 ～ 17:00 ／土・日・祝日・年末年始は休み）
東京海上日動火災保険㈱ 本店損害サービス第一部 海外旅行保険損害サービス室

❷ 国内旅行出発後に、事故にあった場合

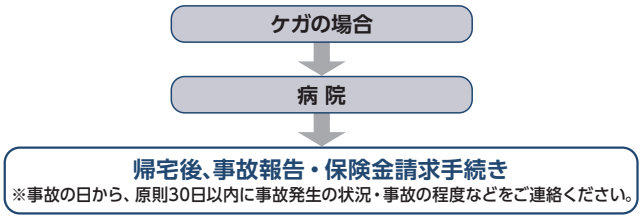

事故のご報告・事故に関するお問い合わせ

0120-141-500 海外からは**03-6635-8393**（有料）

（月～金9:00 ～ 19:00、土9:00 ～ 18:00 ／日・祝日・年末年始は休み）
㈱JALUX保険サービス

❸ 保険金のお支払いについて

海外旅行保険の保険金のお支払いは原則として帰国後、日本国内で円貨にてお支払いいたします。海外総合サポートデスク（またはキャッシュレス・メディカル・サービス➡P.6、本冊子裏面参照）をご利用の場合は、治療実費は保険金額を限度に東京海上日動火災保険㈱または同社の提携会社より病院に直接支払われますので、帰国後の保険金請求手続きは不要です。処方薬購入費、交通費など、立替の費用がある場合は、帰国後に保険金請求手続きをお取りください。

引受幹事保険会社（❶海外旅行保険/❷国内旅行傷害保険）

東京海上日動火災保険株式会社
〒100-8050　東京都千代田区丸の内1-2-1

保険金の請求に必要な書類（海外旅行保険・国内旅行傷害保険）

【重要&お願い】
保険金のご請求に関しては、旅行保険付帯のクレジットカードを複数所持、または任意の保険にご加入の場合、必ずその旨を保険金請求書にご記入ください。

ご請求になる保険金の種類 / 必要書類	海外・国内共通		海外旅行						国内旅行	
	傷害				賠償責任					
	死亡	後遺障害	傷害治療費用	疾病治療費用	対人	対物	携行品損害	救援者費用	入院保険金	手術保険金 / 通院保険金
保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
日本出入国日およびご本人のお名前を確認できる書類（海外旅行の場合）	○	○	○	○	○	○	○	○		
事故証明書（公の機関発行のもの。やむをえないとき第三者のもの。）	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		
医師の診断書		○	○	○				○	○	
治療費の明細書および領収書			◎	◎						
示談書または念書					◎	◎				
第三者の損害を証明する書類					◎	◎				
損害物件の修理見積書または修理領収書						◎	◎			
損害物件の写真							◎			
購入時の価格・購入先を示す書類							◎			
救援者費用の明細書および領収書								◎		
3日ないし7日以上の入院証明書								○		
死亡診断書または死体検案書	○									
被保険者の除籍済の戸籍謄本およびすべての法定相続人の戸籍謄本・印鑑証明	◎									
その他必要と認められる書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※◎印は原本（オリジナル）をご提出ください。
※傷害後遺障害については、日本の医師が発行した診断書をご提出ください。
※診断書・事故証明書などの発行手数料は、保険金お支払いの対象外です。
ただし、海外旅行保険のご請求で東京海上日動に提出用の診断書の発行手数料はお支払いの対象ですので、診断書原本をご提出ください。
※海外治療費用について、治療実費が10万円を超える場合に医師の診断書をご提出ください。ただし、保険金請求額が10万円以下の場合であっても、診断書のご提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※盗難事故の場合は事故証明書が必要となりますので、警察へ届け出てください。警察に行けない場合は、第三者の証明が必要です。
※盗難により携行品損害の保険金を請求する場合は、当該携行品購入時の領収書や保証書などの提出が必要です。これが困難な場合は保険金をお支払いできない場合があります。
※海外旅行において、自動化ゲートの利用により、パスポートに出入国スタンプが押印されていない場合は、搭乗券半券や旅行会社作成の日程表などが必要です。
※事故の日から、原則30日以内に東京海上日動火災保険㈱、または㈱JALUX保険サービスまでご連絡ください。
※保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。
※事故内容により、調査を実施させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※家族特約対象者については、本会員との続柄・同居が確認できる書類をご提出いただく場合がございます。

❸ショッピングプロテクション保険

購入日からその日を含めて90日以内に商品の破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合は、事故の日から30日以内に事故発生の状況・事故の程度などをご連絡ください。

事故のご報告・事故に関するお問い合わせ

03-6632-0694

（月～金9:00 ～17:00 ／土・日・祝日・年末年始は休み）
東京海上日動火災保険㈱ 本店損害サービス第二部 傷害保険損害サービス第二課

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
〒100-8050　東京都千代田区丸の内1-2-1

保険金の請求に必要な書類

①保険金請求書
②事故証明書（公の機関、やむをえないとき第三者のもの）
③購入時の領収書・保証書類・修理見積書など
④損害箇所の写真
⑤その他必要と認められる書類

❹JALカードゴルファー保険

万一事故にあわれた場合は、事故の日から30日以内にご連絡ください。

事故のご報告・事故に関するお問い合わせ

050-3798-0204（月～金9:00 ～17:00 ／土・日・祝日は休み）
FAX **03-3385-5822**（24時間受付）

損害保険ジャパン株式会社
本店企業保険金サービス部　本店火災新種保険金サービス第三課

0120-727-110（24時間／365日）
事故サポートセンター

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社　航空宇宙保険部 営業課
〒103-8255　東京都中央区日本橋2-2-10

引受保険会社が経営破綻した場合には、ご契約の際にお約束した保険金・返れい金などが削減されることがあります。なお、この自動付帯されているゴルファー保険は損害保険契約者保護機構の補償対象ではありません。

保険金の請求に必要な書類

必要書類 ＼ 請求される保険金の種類	ゴルファー保険				
	賠償責任保険金	傷害死亡保険金	傷害後遺障害保険金	入院保険金	通院保険金
保険金請求書	○	○	○	○	○
医師の診断書＊1			○	○	○
示談書または念書	○				
第三者の損害を証明する書類	○				
死亡診断書または死体検案書		○			
被保険者の戸籍謄本		○			
ゴルフ場の証明書	○	○	○	○	○
同意書		○	○	○	○
委任状・印鑑証明書＊2		○			
その他必要と認められる書類	○	○	○	○	○

＊1 医師の診断書の取付については、保険会社の事故処理担当者へご相談ください。なお、診断書料は保険金支払いの対象外となります。
＊2 死亡保険金受取人を代表者に委任する場合のみ必要です。

3. 24時間年中無休 海外総合サポートデスクのご案内

家族特約対象者は海外総合サポートデスクを利用できません。

海外旅行中の事故・ケガ・トラブルにより保険について相談したい時は…

24時間年中無休の「海外総合サポートデスク」へまずお電話を！

保険金の請求方法に関する各種相談＊　**最寄りの病院のご案内・ご紹介**

医療機関への直接支払　～キャッシュレス・メディカル・サービス～

病人、ケガ人の移送の手配　**救援者の渡航手続き、ホテルの手配**

海外旅行中の病気やケガ、盗難などのさまざまなトラブルにより、保険についての相談をしたい場合にご連絡ください。専任スタッフがお客さまのニーズ、トラブルの種類に応じ、日本語で対応いたします。ご連絡先は本冊子裏面をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社が提供する当サービスは、東京海上グループの東京海上インターナショナルアシスタンス社（INTAC）が24時間年中無休体制で全世界からのお電話を東京で受け付けしています。お客さまのニーズ、トラブルの種類に応じて各種提携会社を起用し、当サービスを提供いたします。なお、当サービスの提供は、カード会員資格の確認後となり、資格の確認ができない場合には、お客さまに医療費などのお立替をお願いすることとなります。あらかじめご了承ください。

（JALカードに付帯の海外旅行保険で、お支払いの対象とならない費用、または同保険の保険金額を超過する部分については、お客さまの自己負担となります。）

＊保険金お支払いの可否につきましてはご回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

※お客さまへのサービス提供が困難な状況と判断した場合、サービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。

～キャッシュレス・メディカル・サービス～

保険会社が提携している病院などの医療機関において、その場で自己負担することなく治療が受けられます！

❶病院に行かれる前に必ず本冊子裏面の海外総合サポートデスクにご連絡ください。原則、日本出国日の確認のために「パスポートのコピー」などをFAXしていただきます。
❷最寄りの病院をご紹介いたします。受診のご予約は海外総合サポートデスクまたは東京海上日動の提携会社にて行います（地域によっては、お客さまからお電話にてご予約をお願いする場合があります）。
❸病院にてキャッシュレス・メディカル・サービスを受けていただきます。処方薬代、通院交通費などにつきましては、お客さまにて一度お立替のうえ、ご帰国後に保険会社にご請求ください。

《ご注意点》
・地域・病院によってはキャッシュレス・メディカル・サービスが受けられない場合があります。
・海外旅行保険金をお支払いできないケース（既往症、持病、歯科疾病、保険金額を超過した治療費など）は、キャッシュレス・メディカル・サービスのご提供はいたしかねます。
・カード会員資格、担保内容、出国日などを確認する必要があるため、サービスの提供にお時間を要する場合があります。
・カード会員資格の確認後、病院の予約・手配までには1時間程度要する場合もありますので、あらかじめご了承ください。
・海外旅行において、自動化ゲートの利用により、パスポートに出入国スタンプが押印されていない場合は、搭乗券半券や旅行会社作成の日程表などが必要です。

LINE無料通話でもお問い合わせいただけます。▶P.23

〈お願い〉

上記「海外総合サポートデスク」のご利用にあたっては、利用資格確認のためにお得意様番号と会員番号（クレジットカード番号）の一部をお聞きしたうえで、日本出国日の確認ができる書類のFAXをお願いしています。ご提出いただけない場合は、当サービスのご提供ができませんのでご了承ください。カードの紛失・盗難に備え、必ずお得意様番号や会員番号をお控えになることをお勧めいたします。

4.海外旅行保険の担保内容

＊「責任期間」とは、被保険者が海外旅行の目的をもって日本国内の住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行期間中で、かつ日本を出国する日の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の24時までの間をいいます。ただし、日本を出国した日の翌日から数えて90日間（海外赴任および一時帰国時の日本出国も含む）を限度とします（出国日当日も補償されます）。

傷害

担保項目	傷害		
	死亡	後遺障害	治療費用
本会員・家族会員	最高5,000万円		1事故150万円限度
家族特約対象者	最高1,000万円		
保険金をお支払いする場合	被保険者が、「責任期間」*中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。	被保険者が、「責任期間」*中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	被保険者が、「責任期間」*中の急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、医師の治療を受けた場合。
お支払いする保険金	傷害死亡保険金額の全額を、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)保険金をお支払いする原因となったケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	後遺障害の程度に応じて、傷害・後遺障害保険金額にあらかじめ定められた割合を乗じた額を後遺障害保険金としてお支払いします。 (注)お支払い額は、「責任期間」*を通じて傷害後遺障害保険金額が限度となります。	事故の日からその日を含めて180日以内に現実に支出した費用で保険会社が妥当と認めた金額を傷害治療費用保険金額の限度内でお支払いします。 (注)日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用(緊急移送費や病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます)。 ②治療のため必要となった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。 ④入院のために必要となった a.国際電話料など通信費、b.身の回り品購入費。ただし1回のケガにつき身の回り品購入費については5万円を限度に、また通信費、身の回り品購入費合計で20万円を限度とします。 ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰するため、あるいは直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします)。 ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。
保険金をお支払いできない主な場合	例えば、 ①次のような原因により生じたケガ。 ・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ・けんか、自殺、犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱(テロ行為は除く)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ・無免許、無資格、酒気帯び、麻薬、危険ドラッグなど使用中の運転。 ・脳疾患、心神喪失。 ・妊娠、出産、早産、流産、不妊症、その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます)。 ・山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。 ・自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含む)、ゴーカート、スノーモービル、そのほかこれらに類する乗用具による競技、競争、興行(いずれも縦)をしている間の事故。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間については、この限りではありません。 ・航空運送業者が路線を定めて運航する航空機以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除く)を被保険者が操縦している間の事故。 ②他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ③「責任期間」*開始前または「責任期間」*終了後に発生したケガ。		

上記、P.7～12の担保内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否など詳細につきましては、引受幹事保険会社の普通保険約款および特別条項に基づきます。P.2「保険内容についてのご質問・お問い合わせ」までご確認ください。なお、保険適用可否などについては引受幹事保険会社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承ください。

4.海外旅行保険の担保内容

＊「責任期間」とは、被保険者が海外旅行の目的をもって日本国内の住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行期間中で、かつ日本を出国する日の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の24時までの間をいいます。ただし、日本を出国した日の翌日から数えて90日間（海外赴任および一時帰国時の日本出国も含む）を限度とします（出国日当日も補償されます）。

疾病・賠償責任

担保項目	疾病 治療費用	賠償責任
本会員・家族会員 家族特約対象者	1疾病150万円限度	1事故2,000万円限度
保険金をお支払いする場合	被保険者が ①「責任期間」*中に発病した病気がもとで「責任期間」*終了の72時間後までに医師の治療を受けた場合（ただし、「責任期間」*終了後に発病した病気については、原因が「責任期間」*中に発生したものに限ります）。 ②「責任期間」*中に感染した、あらかじめ定められた感染症（注）を直接の原因として「責任期間」*が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合。 （注）あらかじめ定められた感染症については、引受幹事保険会社へご確認ください。	被保険者が、「責任期間」*中に誤って他人にケガをさせたり、他人のもの（注）を壊したり紛失したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。 （注）以下のものを含みます。 ・賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品。 ・ホテルなどの宿泊施設の客室（客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティーボックスのキーおよびルームキーを含みます）。 ・住居など居住施設内の部屋および部屋内の動産（ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます）。
お支払いする保険金	初診の日からその日を含めて180日以内に現実に支出した次の費用で保険会社が妥当と認めた金額を疾病治療費用保険金額の限度内でお支払いします。（注）日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用（緊急移送費や病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます）。 ②治療のため必要となった通訳雇入費用、交通費。 ③入院のために必要となった a.国際電話料など通信費、b.身の回り品購入費。ただし1回の疾病につき身の回り品購入費については5万円を限度に、また通信費、身の回り品購入費合計で20万円を限度とします。 ④旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰するため、あるいは直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払い戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします）。 ⑤保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 ⑥法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用、緊急処置に要した費用などもお支払いします。 （注）損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ保険会社にご相談ください。
保険金をお支払いできない主な場合	例えば、 ①次のような原因により生じた疾病。 ・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ・けんか、自殺、犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱（テロ行為は除く）、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ②他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ③妊娠、出産、早産、流産に起因する疾病および不妊症。 ④山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの）中の高山病。 ⑤歯科疾病。 ⑥視力の屈折矯正を目的とした手術（レーシック手術等）による治療費。 ⑦「責任期間」*開始前または「責任期間」*終了後に発病した病気。	例えば、 ①次のような原因により生じた損害。 ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・戦争、その他の変乱（テロ行為は除く）、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ②次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害。 ・被保険者の親族に対する損害賠償責任。 ・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の賠償責任）。 ・航空機、船舶（ヨット、水上オートバイを除く）、車両（レンタカーを含み、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルを除く）、銃器の所有・使用・管理に起因する（損害）賠償責任。 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の破損もしくは紛失について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次のものはお支払いの対象となります。 イ：ホテルなどの宿泊施設の客室（客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティーボックスのキーおよびルームキーを含む）に与えた損害。 ロ：住居などの居住施設内の部屋および部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。 ハ：賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害。 ・被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任。

4.海外旅行保険の担保内容

＊「責任期間」とは、被保険者が海外旅行の目的をもって日本国内の住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行期間中で、かつ日本を出国する日の前日の午前0時から日本に入国した日の翌日の24時までの間をいいます。ただし、日本を出国した日の翌日から数えて90日間（海外赴任および一時帰国時の日本出国も含む）を限度とします（出国日当日も補償されます）。

携行品損害・救援者費用など

担保項目	携行品（＊1）損害	救援者費用
本会員・家族会員 家族特約対象者	1旅行につき50万円限度　年間（＊2）累計額100万円限度	年間（＊2）累計額100万円限度
保険金をお支払いする場合	「責任期間」*中に被保険者の携行品（カメラ、カバン、衣類など）の盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合。	被保険者が「責任期間」*中に ①事故によるケガがもとで事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合（事故により直ちに死亡した場合を含みます）、または、3日以上続けて入院した場合。 ②病気により死亡した場合。 ③発病した病気により、旅行終了後30日以内に死亡した場合、または、発病した病気により、3日以上続けて入院した場合（注）。 ④搭乗している航空機、または乗船している船舶が遭難した場合。 ⑤事故により被保険者の生死が確認できない場合（ただし、被保険者の無事の確認ができた後に発生した費用は対象になりません）。または、事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察などの公的機関により確認された場合。 （注）旅行中に医師の治療を開始した場合に限ります。
お支払いする保険金	携行品1つ（1点、1対）あたり10万円（乗車券などは合計5万円）を限度とし、損害額（注）を支払います。 （注）修理費、または再調達価額から減価償却した時価額のいずれか低い方をいい、運転免許証については国または都道府県へ納付した再発給手数料を、旅券については5万円を限度とした再発給費用（現地にて負担した場合に限る。交通費、宿泊費を含む）をいいます。	被保険者および被保険者の親族の方が実際に支出した以下の費用で社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費（救援者3名分まで） ③救援者の宿泊施設の客室料（救援者3名分までかつ救援者1名につき14日分まで） ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費（合計で20万円まで） ⑤現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。） ⑥遺体処理費用（100万円まで）
保険金をお支払いできない主な場合	例えば、 ①次のような原因により生じた損害。 ・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失、虚偽の申告。 ・戦争、その他の変乱（テロ行為は除く）、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ・すり傷、かき傷または塗料の剥れなど単なる外観の損傷で携行品本来の機能に支障をきたさない損害。 ・携行品の瑕疵（かし）または自然消耗・さび・変色、虫喰い。 ・携行品の置き忘れまたは紛失。置き忘れ後の盗難も保険金お支払いの対象外です。 ・偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故または機械的事故。ただし、これらによって発生した火災による損害を除きます。 ・差し押え、破壊などの公権力の行使（火災消防、避難処置、空港などの安全確認検査での錠の破壊を除きます）。 ②山岳登はん、ハンググライダーなどの危険な運動に用いる用具の場合、これらの危険な運動などを行っている間に生じた損害。 ③サーフィンなどの運動を行うための用具。 ④他人から借りたり、預かったりしたもの（旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りたものは除きます）。	例えば、 次のような原因により生じた損害。 ①被保険者や保険金受取人の故意。 ②けんかや自殺（死亡した場合を除く）、犯罪行為を行うこと。 ③戦争、その他の変乱（テロ行為は除く）、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応。 ④他覚症状のないむちうち症、腰痛による入院。 ⑤無免許、無資格、酒気帯び、麻薬、危険ドラッグなど使用しての運転中に生じた事故による入院。 ⑥妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病、不妊症による入院。 ⑦歯科疾病による入院。

（＊1）携行品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行する身の回り品をいい、居住施設内（一戸建住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内をいいます）にあるものおよび別送品を除きます。また、次のものは身の回りの品に含まれません。現金、小切手、切手、クレジットカード、定期券、預貯金証書、帳簿類、設計書、その他これらに準ずる書類、データ、ソフトウェアなどの無体物、仕事のためだけに使用するもの、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品、ウィンドサーフィン、サーフィン、その他これらに準ずる運動を行うための用具、など。

（＊2）年間とは引受幹事保険会社と㈱JALカードとの保険契約期間を指します。

5. 国内旅行傷害保険の担保内容

下記、P.13～14の担保内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否など詳細につきましては、引受幹事保険会社の普通保険約款および特別条項に基づきます。P.2「保険内容についてのご質問・お問い合わせ」までご確認ください。なお、保険適用可否などについては引受幹事保険会社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承ください。

傷害

担保項目	傷害				
	①死亡	②後遺障害	③入院保険金	④手術保険金	⑤通院保険金
本会員・家族会員	5,000万円	最高5,000万円	1日につき1万円 (フランチャイズ7日*)	入院保険金×倍率	1日につき2,000円 (フランチャイズ7日*)
保険金をお支払いする場合	Ⅰ被保険者が公共交通乗用具(*1)に乗客として搭乗している間に急激に該当した場合。当該公共交通乗用具の乗客として改札口を有する乗 注:被保険者が乗客として航空機に搭乗する場合は、航空機搭乗者に限り入場 Ⅱ被保険者が宿泊施設に宿泊客として宿泊中に火災または破裂・爆発に Ⅲ被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行(*2)に参加中に急激かつ偶然 た場合。 (*1)公共交通乗用具とは、航空法・鉄道事業法・海上運送法などに基 シー、船舶などをいいます。 (*2)募集型企画旅行とは、旅行業法第4条第1項第4号に規定する企画 るものをいいます。また、募集型企画旅行に参加中とは、募集型企 「募集型企画旅行業者」といいます。)があらかじめ手配した乗車 泊機関など(運送・宿泊機関などには、被保険者が募集型企画旅行 す)のサービスの提供を受けることを開始したときから最後の運 いいます。ただし、募集型企画旅行からの離脱および復帰の予定 復帰の予定なく離脱したときは、その離脱のときから復帰のときま します。			かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤ 車場構内(改札口の内側にいる間に限ります)でのケガも含みます。 が許されている空港構内でケガをした場合も含まれます。 よってケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当した場合。 な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当し づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、バス、タク 旅行のうち、旅行業者がその旅行業約款において募集型企画旅行として企画す 画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行を企画する旅行業者(以下 券類などによって提供される当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿 参加のため個別に利用する機関を含みません。以下この号において同様としま 送・宿泊機関などのサービスの提供を受けることを完了したときまでの期間を 日時をあらかじめ募集型企画旅行業者に届け出ることなく離脱したとき、または での間またはその離脱のときから後は募集型企画旅行に参加していないものと
お支払いする保険金	上記「保険金をお支払いする場合」のⅠ～Ⅲにより被ったケガが原因で事故 遺障害保険金をお支払いします。 ①死亡した場合。 ②後遺障害が生じた場合(後遺障害の程度に応じて死亡保険金にあら 上記「保険金をお支払いする場合」のⅠ～Ⅲにより被ったケガが原因で平常 その日を含めて180日以内に③・④の場合、③入院保険金、④手術保険金 ③入院した場合(フランチャイズ7日*)。ただし、事故の日から180日を ④事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所 額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 (1)入院中に受けた手術 10倍　(2)上記以外の手術 5倍 ※1事故に基づくケガに対して(1)(2)の両方の手術を受けた場合に ※1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります。 上記「保険金をお支払いする場合」のⅠ～Ⅲにより被ったケガが原因で平常 の日を含めて180日以内に⑤の場合、通院保険金をお支払いします。 ⑤通院した場合(フランチャイズ7日*)。ただし、事故の日から180日以 *フランチャイズ7日とは、事故発生の日から起算して7日目以降において します。6日以内の入通院につきましては補償の対象外となりますので			の日からその日を含めて180日以内に下記①・②の場合、①死亡保険金、②後 かじめ定められた割合を乗じた額を後遺障害保険金としてお支払いします)。 の業務に従事すること、または平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日から をお支払いします。 限度とします。 において、その治療を直接の目的として手術を受けられた場合、入院保険金日 は、10倍となります。 の業務に従事すること、または平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からそ 内の通院で、その通院日数に対して90日を限度とします。 もなお入院または通院の状態にある場合に限って保険金を1日目からお支払い ご注意ください。
保険金をお支払いできない主な場合	例えば、 ①次のような原因により生じたケガ。 ・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ・けんか、自殺、犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱(テロ行為は除く)、放射線照射、放射能汚染、原子力核反 ・無免許・無資格・酒気帯び・麻薬など使用中の運転。 ・脳疾患、疾病、心神喪失。 ・妊娠、出産、早産、流産、外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケ ・山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するグ、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイク危険な運動。 ・自動車・原動機付自転車・自動二輪車・モーターボートなどによる競技・練習・試 ・地震もしくは噴火またはこれらに伴う津波。 ②他覚症状のないむちうち症、腰痛。			応。 ガを治療する場合は除きます)。 もの)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、職務以外での航空機操縦、スカイダイビン ロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する 運転中の事故。

(注) 上記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

6.ショッピングプロテクション保険の担保内容

担保項目	ショッピング　プロテクション
本会員・家族会員	年間300万円限度　（1事故あたり自己負担額5,000円）
保険金をお支払いする場合	被保険者が、JALカードSuica CLUB-Aゴールドカードを利用して補償期間中に購入した商品が購入日より90日以内に、破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合（オンライン購入分は除く）。
お支払いする保険金	被保険者1名あたりの年間限度額を300万円とし、JALカードSuicaCLUB-Aゴールドカードのご利用額あるいは購入店の領収証に記載された商品の購入金額（修理が可能な場合は修理金額か購入金額のどちらか低い金額）から、自己負担額5,000円（免責金額）を控除した金額を限度にお支払いします。 ※購入した商品の代金の一部をカードで支払った場合には、カード利用額から自己負担額を控除した額を限度とします。
保険金をお支払いできない主な場合	①被保険者の故意または重大な過失。 ②保険金受取人の故意または重大な過失。 ③戦争、内乱など。 ④放射線照射、放射能汚染。 ⑤保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、侵食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他これらに類似の事由またはねずみ食いまたは虫食いなど。 ⑥保険の対象のかしによって生じた損害。 ⑦被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害。 ⑧電気的または機械的事故によって保険の対象に生じた損害。 ⑨詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害。 ⑩保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害。 ⑪地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。 ⑫台風、暴風雨、豪雨などによる洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れなどの水災によって生じた損害。 ⑬カード会員が引き渡しを受ける前に補償の対象となる商品に生じた損害。 ⑭保険の対象が、保険の対象の購入者以外の者に次のいずれかの形態で譲渡された場合。 ア.有償で譲渡された場合。 イ.保険の対象と同種の物の販売または廃棄を業とする者に販売用の物または廃棄すべき物として譲渡された場合。 ⑮対象外物件に生じた損害。	<主な対象外物件> ・不動産。 ・船舶（ホバークラフト、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます）、航空機（ヘリコプターおよび飛行船を含みます）、自動車、自動二輪車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品。 ・原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、スキーおよびこれらの付属品。 ・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡およびこれらに類する物。 ・動物および植物。 ・小切手および手形その他の有価証券、現金、印紙、切手、乗車券類（鉄道および船舶の乗車船券、航空機の航空券ならびにこれらの定期券）ならびに宿泊券、観光券、旅行券その他あらゆる種類のチケット。 ・食料品。 ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物。 ・ラジコン模型、ラジコンヘリ、無人ヘリおよびこれらの付属品。 ・デジタルソフトウェアのデータ。 ・携帯式電子機器（移動電話、ポケットベルなどの通信機器、ノート型パソコン、ワープロなどの携帯式電子事務機器およびこれらの付属品）。 ・1個または1組の価格が30万円を超える貴金属、時計、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品。 ・1個または1組の購入価格が5千円以下の物。 ・オンライン決済で購入の商品。

7.JALカードゴルファー保険の担保内容

★万一事故にあわれたら、直ちに損保ジャパンまたはJALUX保険サービス（代理店）にご連絡ください。保険金請求の方法についてご案内します。また、30日以内に損保ジャパンまたはJALUX保険サービス（代理店）にご通知のない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

担保項目	賠償責任（1事故の限度額）	傷害			
		傷害死亡	傷害後遺障害	入院日額（最高180日）	通院日額（最高90日）
本会員・家族会員	1億円（注） （1事故の限度額）	300万円	最高300万円	4,500円	3,000円

保険金をお支払いする主な場合

（1）第三者に対する賠償責任

下記行為中の偶然な事故により、他人（キャディを含みます。）にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたことなどによって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用など）の合計金額を保険金額の範囲内でお支払いします（賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします）。

①ゴルフ（＊1）の練習・競技・指導中。

②ゴルフ場敷地内（＊2）での練習・競技・指導中とそれに付随する行為中（更衣・休憩・食事・入浴など）。

（＊1）パターゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、ケイマンゴルフなどゴルフ類似のスポーツを含みません。

（＊2）囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。「ゴルフ場」とはゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。

（2）ゴルファー自身の傷害

ゴルフ場敷地内での練習・競技・指導中とそれに付随する行為中（更衣・休憩・食事・入浴など）に急激かつ偶然な外来の事故によりご自身がケガをされた場合、次の保険金をお支払いします。

死亡保険金	事故の日から180日以内に死亡された場合、300万円
後遺障害保険金	事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合、約款に定める障害の程度に応じ、死亡保険金にあらかじめ定められた割合を乗じた額、最高300万円
入院保険金	入院期間1日につき4,500円 （ただし、事故の日から180日以内の入院）
通院保険金	通院日数1日につき、3,000円 （ただし、事故の日から180日までの通院で通算90日を限度）

※死亡保険金と後遺障害保険金のお支払額は、合算して300万円を限度とします。

保険金をお支払いできない主な場合

（1）第三者に対する賠償責任の中でも

①故意によって生じた賠償責任

②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任

③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任

④被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任

⑤被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任

⑥被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

⑦自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任（＊3）　など

（＊3）ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカートに存在する欠陥、磨滅、腐しょく、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。

（2）ゴルファー自身の傷害の中でも

①故意または重大な過失に起因するケガ

②自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因するケガ

③脳疾患、疾病または心神喪失に起因するケガ

④戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによるもの

⑤地震、噴火または津波に起因するケガ

⑥頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛などで医学的他覚所見のないもの　など

（注）補償内容が同様のご契約（＊4）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（＊5）。

（＊4）賠償責任保険のほか、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（＊5）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更など）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

※事故が発生した場合、ゴルフ場の事故証明をお取りください。

※被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

この保険では、保険会社が保険の対象となる方（被保険者）に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償責任を負う事故が発生した場合は、損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。

8.オプションプランのご案内

JALカードゴルファー保険

JALカードSuica CLUB-Aゴールドカード会員の方に充実したオプションプランもご用意しております。

オプションプランの特長

★充実の補償プラン
カード自動付帯のゴルファー保険とあわせて、充実したオプションプランをご用意しています。

★大変便利な保険料の自動振替
お申込みの翌々月にカードご利用代金として自動振替させていただきます。

★前年ご契約時と同じタイプをご希望の場合、更改手続きが不要
保険満了の前に更改のご案内をします。脱退または変更を希望される場合のみ、ご連絡ください。ご連絡がない場合、会員資格を有するかぎり同じ加入タイプで自動更新させていただきます(保険料の改定等により加入タイプの保険料が変更となる場合もございます)。(※)
※保険金の請求状況等によっては、自動更新とならない場合がございます。

(ご注意)
保険開始日は、お申込月の翌々月1日午後4時からとなります(毎月25日までの加入ハガキ到着分)。

補償内容および保険金額

■ご参考契約タイプ

(保険期間1年間)

補償内容	保険金額
ゴルフ中の賠償責任	50万円
ゴルフ用品の損害	35万円
ホールインワン・アルバトロス費用	50万円
年払保険料	9,900円

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問合せください。
なお、記載のサービス内容は2022年4月1日現在のものです。
サービス内容は予告なしに変更される場合がありますのでご了承ください。
オプションプランには、ゴルフ用品の損害、国内ゴルフ場におけるホールインワン・アルバトロス費用のほか、ゴルフ中の賠償責任補償50万円がセットされております。詳しくは、専用パンフレットをご参照ください。ご希望により送付させていただきます。

お問い合わせ・資料請求先
0120-141-500
(月～金9:00 ～ 19:00、土9:00 ～ 18:00 ／日・祝日・年末年始は休み)
㈱JALUX保険サービス

〈引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社
SJ21-15008 (2022/02/10)

9.JALカード海外航空便遅延お見舞金制度

制度適用開始日	JALカード入会日(JALカードにて入会登録が完了した日)の翌日以降に日本を出発になる海外旅行から適用になります。

海外旅行期間中(＊1)の日本発着JAL国際線航空便(JAL便名でのコードシェア便を含む／乗り継ぎ便は対象外)の出発遅延(＊2)、欠航(＊3)、海外でのパスポート紛失に対し、お見舞金を支払う制度です。
帰国日からその日を含めて30日以内に下記「お問い合わせ」へご通知ください。ただし、ご請求は、事由が発生した日から1年を超えないものに限ります。期限内にご通知のない場合はお支払いの対象外とさせていただきますのでご注意ください。

(＊1) 海外旅行期間中とは、会員が航空機での海外旅行を目的に日本国内の住居を出て渡航してから帰着するまでのことをいいます。
(＊2) 出発予定時刻から4時間以上の遅れが生じた場合。
(＊3) 出発予定時刻から4時間以内に代替便を利用できなかった場合。

(ご注意)
・海外旅行へ出発する前に判明した、出発遅延、欠航についてはお見舞金の支払いは行われません。
・出発遅延、欠航により旅行を取りやめた場合にはお見舞金の支払いは行われません(お支払い対象は搭乗予定日から30日以内に同一目的地へ航空機を利用した場合に限ります)。
・到着遅延、経由地での出発遅延 (同一便名の航空便利用時を除く)、到着地変更については、当見舞金支払いの対象外となります。
・日本を出国した日から90日以内に発生した事由に限ります。
・お見舞金のお支払いは、1旅行期間中1回、年間1回 (毎年8月1日から1年間)を限度とします。
・地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた事由、戦争、その他の変乱により生じた事由などについては当見舞金支払いの対象外となります。
・パスポートの盗難については当見舞金支払いの対象外となります。

詳しくは下記にお問い合わせください。

お問い合わせ
0120-141-500 海外からは**03-6635-8393** (有料)
(月～金9:00 ～ 19:00、土9:00 ～ 18:00 ／日・祝日・年末年始は休み)
㈱JALUX保険サービス
※2021年3月16日より、制度の内容が一部変更となりました。
変更後の内容は変更日以降に発生した事故より適用します。

お見舞金の請求に必要な書類

①航空会社発行の証明書(遅延、欠航)
②予約便のお客様控え(写し可)
③搭乗券の半券(写し可)
④海外領事館発行証明書(パスポート紛失時)
⑤その他必要と認められる書類

ご注意ください！ 旅行中の事故・病気

特にココに気を付けたい！ 旅への備え5カ条

1.体力の過信には要注意！
過密スケジュールや寝不足、緊張などから旅行中の心筋梗塞や脳卒中に倒れる方が増えています。

2.海外のユニットバスは滑りやすい！
浴室での転倒事故が近年増えています。

3.必要以上の現金は持ち歩かない！
日本人は窃盗のターゲットになりやすいので気を付けましょう。

4.「もしもの備え」に英文診断書！
持病がある方は、現地で発病した場合に備え、英文診断書を持参しましょう。

5.高地の旅にはご用心！
登山のみならずチベットやアンデスのような標高の高い観光地でも低酸素症にかかる場合がありますので気を付けましょう。

10. よくあるご質問

旅行保険について

Q JAL以外の航空会社を利用して海外に行くのですが、カード付帯の旅行保険は適用となりますか？

A JALカードをお持ちの場合、海外旅行保険が付帯されていますので、日本を出国した日の翌日から数えて90日間を限度に、全海外旅行期間を対象として適用になります（出国日当日も補償されます）。
なお、国内旅行傷害保険も付帯されており、海外・国内問わず、何回旅行されてもどの航空会社を利用されても適用になります。また、カードで航空券を購入されなくても適用になります。

Q JALカードに付帯された旅行保険の死亡保険金で、受取人指定はできますか？

A 死亡保険金の受取人指定はできません。
死亡保険金受取人は、被保険者（カード会員）の法定相続人となります。

Q 日本を出国した日の翌日から数えて90日間を経過した場合のカード付帯旅行保険はどうなりますか？

A JALカードに付帯された海外旅行保険は、日本を出国した日の翌日から数えて90日間を限度としており、延長手続きはできません。また、日本を出国した日の翌日から数えて90日間を経過した時点から一般の海外旅行保険に加入することもできませんので、旅行期間が90日を超える可能性がある場合は、日本出国前に別途海外旅行保険をご契約ください。

Q 航空便の欠航や遅延により生じた宿泊費などの費用は補償されますか？

A JALカードに付帯された海外旅行保険、国内旅行傷害保険では補償されませんが、JALカードSuica CLUB-Aゴールドカード会員の方は日本発着JAL国際線の出発遅延・欠航の場合に限り、「JALカード海外航空便遅延お見舞金制度」をご利用いただけます。P.20の「9. JALカード海外航空便遅延お見舞金制度」をご覧ください。

Q 他のクレジットカード付帯保険や他の同種の任意保険契約の内容とJALカードに付帯されている旅行保険の補償される項目は同じなのでしょうか？

A 補償内容や項目については、一律に同じではなくそれぞれの条件によって異なります。詳細は、お持ちの各カード会社または引受保険会社、任意でご加入の引受保険会社または代理店にご確認ください。

そのほかの保険について

Q JALカードSuica CLUB-Aゴールドカードで購入した商品を紛失してしまいました。ショッピングプロテクション保険は適用となりますか？

A 置き忘れまたは紛失に起因する損害は、お支払いの対象とはなりません。

Q JALカードSuica CLUB-Aゴールドカードで購入した商品が、他の旅行保険などでも補償されている場合は、その保険とショッピングプロテクション保険で二重に保険金が受け取れますか？

A 二重では受け取れません。実際の損害額を上限に支払われ、他の保険契約で支払われた保険金などを差し引いた残額に対し保険金をお支払いします。

Q ゴルフ用品の損害、ホールインワン・アルバトロス費用は、付帯ゴルファー保険の補償の対象ですか？

A ゴルフ用品の損害、ホールインワン・アルバトロス費用は補償の対象となりません。別途、お得なオプションプランもご用意しております。詳しくは、P.19の「8. オプションプランのご案内」をご確認ください。

Q 旅行保険付帯のクレジットカードを複数所持、または任意で保険に加入している場合の保険金支払いはどうなりますか？

A JALカードの他に同種の保険契約が付帯されたクレジットカードを保有の場合、または他の任意保険契約にご加入の場合は、以下の規定により保険金をお支払いします。

以下は一般的なカード付帯保険および任意加入の保険についてご説明したものです。
詳細は各カード会社ならびに各引受保険会社にご確認ください。

		海外旅行保険		
保険金種類	他の海外旅行保険 / JALカードの種類	③他の個人カード*1付帯保険	④他の法人カード*2付帯保険	⑤任意加入の海外旅行保険
傷害死亡 傷害後遺障害	①個人カード	①と③の中で最も高い保険金額が、①と③合計のお受取金額の上限となります。	①と④のお支払い金額の合計がお受取金額となります。	①と⑤のお支払い金額の合計がお受取金額となります。
	②法人カード	②と③のお支払い金額の合計がお受取金額となります。	②と④の中で最も高い保険金額が、②と④合計のお受取金額の上限となります。	②と⑤のお支払い金額の合計がお受取金額となります。
治療費用 賠償責任 携行品損害 救援者費用	①個人カード ②法人カード	①～⑤の各保険金額の合計を限度として、その範囲内で実際の損害額をお支払いします。		

		国内旅行傷害保険		
保険金種類	他の国内旅行傷害保険 / JALカードの種類	⑧他の個人カード*1付帯保険	⑨他の法人カード*2付帯保険	⑩任意加入の国内旅行傷害保険
傷害死亡 傷害後遺障害 傷害入院 傷害手術 傷害通院	⑥個人カード	保険金額の合計ではなく、⑥～⑨の中で最も高い保険金額*3が、⑥～⑨の合計のお受取金額の上限となります。		⑥と⑦のお支払い金額（左記参照）と、⑩のお支払い金額の合計がお受取金額となります。
	⑦法人カード			

*1 JALカード（個人カード）複数所持も含みます。 *2 JALカード（法人カード）も含みます。 *3 入院、通院は保険金日額に支払日数を乗じた額、手術は最も高い入院保険金日額に、あらかじめ定められた倍率を乗じた額。

カード付帯保険にプラスして
e JALポイントがたまる海外旅行保険

インターネットで24時間、ご出発日当日まで申し込みができる！

お出かけ前にお気軽にお申し込みができるので大変便利です。

e JALポイントがたまる！

JAL Webサイトでの航空券やツアーの購入に利用できるe JALポイントが、保険料100円＝1ポイントたまります。
※保険料をJALカードで支払うと、ショッピングマイルがたまります。

空港でハンドブックをピックアップできる！

海外旅行保険ハンドブック（約款）をJALUXハンドブックお渡し所で受け取れるので、出発間際の申し込みでも安心です。

海外旅行保険オンライン契約

詳しくはJALカード Webサイトをご覧ください。

http://jalcard.jal.co.jp/rd/sonpo_ag/

引受保険会社：東京海上日動火災保険㈱

お電話での海外旅行保険に関するご相談窓口

㈱JALUX保険サービス **0120-141-500**
（月～金9:00～19:00、土9:00～18:00／日・祝日・年末年始は休み）

『海外総合サポートデスク』LINE無料通話*1のご案内

スマートフォンから、コミュニケーションアプリ「LINE」を利用して、海外総合サポートデスクにお問い合わせいただけます。
日本から持っていく携帯電話でフリーダイヤルにかけると、海外ローミング料金が発生することがありますが、LINEの無料通話*1の場合、Wi-Fiに接続できる環境があれば無料で海外総合サポートデスクへお問い合わせいただけます（従来どおり、海外フリーダイヤルもご利用いただけます）。

*1 専用サイトの通話発信ボタンをタップしていただくと、LINEが起動し、インターネット経由で海外総合サポートデスクと無料通話ができる機能です。

http://www.intac-net.co.jp/line/card/

◎LINE無料通話でのご連絡方法◎

1. 上記 二次元コードから専用サイト*2にアクセスします。
2. 専用サイトの「オペレーターと話す」のボタンをタップします。
3. メッセージに従い「発信」ボタンをタップすると、海外からもワンタッチで海外総合サポートデスクに繋がります

*2 LINEアプリからの発信はできません。専用サイトからご利用ください。

※画面イメージは実際の画面と異なる場合があります。

「海外総合サポートデスク」は、東京海上グループの東京海上インターナショナルアシスタンス社（INTAC）が、東京で全世界からのお電話を受け付けいたします。

《ご注意点》
- パケット通信料はお客さまの負担となります。Wi-Fi環境で利用されることをお勧めいたします。
- 海外総合サポートデスクからお客さまのLINEアプリへの発信はできません。折り返し電話を希望される場合は、お客さまが利用可能な滞在先の電話番号へご連絡いたします。
- LINEアプリのトーク機能（チャット）はご利用いただけません。
- お客さまの滞在エリアによってはご利用いただけない場合があります。
- 通信環境や端末スペックなどにより、通話品質に影響が生じる場合があります。
- 本サービスは、スマートフォンでLINEアプリをインストールしてからご利用ください。
- 本サービスは、海外に滞在中のお客さまを対象にしております。帰国後の保険金のご請求に関するお問い合わせは、日本国内の保険金ご請求ダイヤル（03-5537-3590　月～金9:00～17:00／土・日・祝日・年末年始は休み）をご利用ください。

〈お願い〉

上記「海外総合サポートデスク」のご利用にあたっては、利用資格確認のためにお得意様番号と会員番号（クレジットカード番号）の一部をお聞きしたうえで、日本出国日の確認ができる書類のFAXをお願いしています。ご提出いただけない場合は、当サービスのご提供ができませんのでご了承ください。カードの紛失・盗難に備え、必ずお得意様番号や会員番号をお控えになることをお勧めいたします。

個人情報の取り扱いご注意

本保険サービスに関連するサービスの提供、保険金支払等の事務手続きのために、必要な保護措置を講じた上で当社（㈱JALカード）が保有する以下個人情報を引受保険会社へ必要最小限提供し、提供先が利用することに同意するものとします。

・氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、会員のカードの利用状況、その他会員等から申告を受け、またはお問合せにより当社（㈱JALカード）が知りえた情報。

OVERSEAS　TRAVEL　ACCIDENT　INSURANCE　CARD

Coverage		Limit of indemnity	
		JAL Suica CLUB-A GOLD	
		FAMILY TYPE COV.	
		Insured person	travelling companion
Injury death/injury permanent disability	JPY	50,000,000	10,000,000
Injury medical expenses	JPY	1,500,000	1,500,000
Sickness medical expenses	JPY	1,500,000	1,500,000
Baggage	JPY	500,000	500,000
Liability	JPY	20,000,000	20,000,000
Assistance expenses by rescuer	JPY	1,000,000	1,000,000

memo

海外総合サポートデスク 24時間 日本語対応

滞在地		電話番号
北米	アメリカ合衆国本土(アラスカを除く)	1-800-446-5571
	ハワイ	1-800-446-5571
	グアム	1-888-841-7905
	サイパン	1-866-666-5127
	カナダ	1-800-665-6779
	バミューダ諸島	1-800-623-0164
中南米	チリ	1230-020-2474
ヨーロッパ	アイルランド	1-800-55-8166
	イギリス	0800-028-6560
	イタリア	800-8-70715
	オーストリア	0800-281-284
	オランダ	0800-022-5777
	ギリシャ	00-800-8113-0008
	スイス	0800-55-5692
	スウェーデン	020-791-027
	スペイン	9009981-64
	デンマーク	8001-0516
	ドイツ	0800-1-81-1391
	トルコ	00-800-8191-9166
	ノルウェー	800-13179
	ハンガリー	06-800-11886
	フィンランド	0800-1-181-33
	フランス	0800-909634
	ベルギー	0800-1-8115
	ポルトガル	800-8-81-127
	ルクセンブルグ	8002-2863
	ロシア	810-800-20041081
中東	アラブ首長国連邦	800-081-0-0065
	イスラエル	1-80-947-8001
東アジア	ソウル	00798-81-1-0068
	上海、北京、広州、大連、西安、瀋陽、南京など	4001-202989
	香港	800-96-6933
	マカオ	0800-449
	台北	0080-181-2233
東南アジア	インドネシア	001-803-81-0154
	シンガポール	800-811-0423
	タイ	001-800-811-0215
	フィリピン	1-800-1-811-0177
	マレーシア	1800-80-3072
オセアニア	オーストラリア	1-800-146-401
	ニュージーランド	0800-44-8461
アフリカ	南アフリカ共和国	0800-98-3595

●上記ダイヤルは、各滞在地から「海外総合サポートデスク」へ直接繋がるフリーダイヤルです。フリーダイヤルの場合は、電話機の種類(公衆電話、携帯電話など)によってはご利用になれない場合があります。また、滞在地によっては国内電話料相当額が必要になる場合があ りますので、現地でご確認ください。 LINE無料通話でもお問い合わせいただけます。▶P.23

※電話番号は最新のものを掲載していますが、変更する場合がありますので出発前にJALカード Webサイトをご確認ください。

●上記以外の滞在地から、あるいは上記ダイヤルで繋がらない場合は、その滞在地の国際電話局のオペレータを通じて、下記までコレクトコールをご指定のうえお申し込みください。コレクトコール申込時は日本語は通じないため、現地語または英語で依頼することが必要です。

「海外総合サポートデスク」(81)3-6758-2460

ご連絡事項 ❶氏名・性別・生年月日❷お得意様番号・会員番号(クレジットカード番号)の一部・有効期限❸出国日が確認できるもの(パスポートコピーや航空チケット半券など)❹緊急事態の詳細・疾病傷害の状況❺現地連絡先・電話番号❻その他「海外総合サポートデスク」担当者の求める情報

株式会社JALカード 〒140-8656 東京都品川区東品川2-4-11

※記載のサービス内容は2022年3月現在のものです。サービス内容は予告なしに変更される場合がありますのでご了承ください。

本内容の最新版はJALカード Webサイト(www.jal.co.jp/jalcard/function/insurance.html)に掲載しており、変更箇所については最新版の内容が従来の内容に優先します。

A-25-VIWG2204 2203025TY